

## ほくでんネットワーク からのお知らせ

令和8年5月から、引越しによる電気の使用開始には、あらかじめ契約を希望する電力会社に対して使用開始の手続きを行う必要があります。

ほくでんネットワークは、使用開始手続きを行った電力会社からの依頼を受けて、使用開始日までに遠隔で通電を行います。電気を使用することが決まりましたら、手続きを早めに行ってください。

なお、電力会社（小売電気事業者）とは、一般のご家庭や企業に電気を販売する事業のことです。事業者一覧は資源エネルギー庁のHPなどで確認できます。

### 【問い合わせ先】

ほくでんネットワーク（株）  
八雲ネットワークセンター  
☎ 0120-106-10913  
(ガイダンス5)

町では、次代を担う子どもたちや農漁業および商工業の後継者の育成を目的として、奨学金貸付制度を設けています。これから入学シーズンを迎える方は、下記制度の内容を確認のうえお申し込みください。

えますが、奨学金を希望される方には、下記制度の内容を確認のうえお申し込みください。なお、現在、下記制度を利用されている方には、教育委員会から別途、継続手続きのご案内を送付します。

町では、次代を担う子どもたちや農漁業および商工業の後継者の育成を目的として、奨学金貸付制度を設けています。これから入学シーズンを迎える方は、下記制度の内容を確認のうえお申し込みください。

## 町の 奨学金貸付制度を ご活用ください

☎ 0137-63-3132  
教育委員会学校教育課  
総務係

### 【問い合わせ先】

教育委員会学校教育課

63-3132

総務係

区分	項目	目的	対象者・手続き・受付期間	種類および金額												
高等學校	奨学金貸付制度	有用な人材育成を目的とし、向学心に燃え能力が十分ありがながら、経済的理由により就学困難な高校生・大学生等に奨学金を貸し付ける	<p><b>【対象者】</b> 本人または保護者が八雲町に住民登録をしている者で、高校・高等専門学校・大学（短大含む）および専修学校に在学または進学を希望する者であって成績優秀な者</p> <p><b>【手続き・受付期間】</b> 3月31日までに教育委員会に願書を提出してください。願書は、教育委員会、町内の中学校および高等学校にあります</p>	<p><b>【奨学金】</b></p> <table> <tbody> <tr> <td>高校生</td> <td>10,000円(月額)</td> </tr> <tr> <td>高専生</td> <td>15,000円(月額)</td> </tr> <tr> <td>大学生・短大生</td> <td>20,000円(月額)</td> </tr> <tr> <td>専修学校生</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高等課程</td> <td>10,000円(月額)</td> </tr> <tr> <td>専門・一般課程</td> <td>20,000円(月額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※卒業後1年据置10年割賦償還</p>	高校生	10,000円(月額)	高専生	15,000円(月額)	大学生・短大生	20,000円(月額)	専修学校生		高等課程	10,000円(月額)	専門・一般課程	20,000円(月額)
高校生	10,000円(月額)															
高専生	15,000円(月額)															
大学生・短大生	20,000円(月額)															
専修学校生																
高等課程	10,000円(月額)															
専門・一般課程	20,000円(月額)															
高等學校・大學關係	農漁業および商工業後継者奨学費補助制度	八雲町における農漁業および商工業の振興を目的として、後継者の育成、確保を図るため、奨学費を補助する	<p><b>【対象者】</b> 将来、八雲町内で農・漁業の自営を後継しようとする者で、高校の農業・水産課程または大学・短大の農・漁業に関する学部・学科に在学または進学予定の者 また、商工業の後継者で大学・短大に在学または進学予定の者</p> <p><b>【手続き・受付期間】</b> 同上</p>	<p><b>【奨学金】</b></p> <table> <tbody> <tr> <td>高校生・高専生</td> <td>10,000円(月額)</td> </tr> <tr> <td>大学生・短大生</td> <td>20,000円(月額)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※卒業後に補助を受けた2倍の期間を八雲町内で自営の農漁業及び商工業に従事した場合、奨学費の返還が免除されます</p> <p>※上記の期間を満たさなかった等、返還を必要とする事由が生じる場合があります</p>	高校生・高専生	10,000円(月額)	大学生・短大生	20,000円(月額)								
高校生・高専生	10,000円(月額)															
大学生・短大生	20,000円(月額)															